

鴻巣市ドッグラン広場利用ガイド

- ☆施設概要 川里中央公園 小・中型犬（470㎡）・大型犬（750㎡）
大間見晴らしの丘
- ☆利用時間 6時～18時（6～9月は5時～19時）
※ 利用時間内であっても日没後は利用できません。
※ 維持管理のため休場日となる場合もあります。
- ☆利用方法 18歳以上の市内在住者で、あらかじめ利用登録をすれば、その家族も含め無料で利用できます。
- ☆登録方法 都市計画課に次の書類を提出のうえ登録申請しますと利用登録証が交付されます。（受付：市役所開庁時間内）
- ① 鴻巣市が交付した犬の鑑札
 - ② 直近の狂犬病予防注射済票
 - ③ 登録する犬の写真2枚（たて3.5cm×よこ2.5cm）
- ※ 登録期間は直近の狂犬病予防注射日から1年間であるため引き続き利用するためには、1年ごとの登録が必要です。

☆遵守事項

- (1) 他の利用者に見えるよう利用登録証を携帯すること。
 - (2) 利用者は、常に犬から目を離さないように注意し、他の犬や利用者の迷惑にならないよう努めること。
 - (3) ドッグラン広場の利用において生じた犬同士の噛み合いによる負傷及び死亡並びに犬の病気感染等並びに他の利用者への噛みつき等の事故及び紛争について、利用者の責任において解決すること。
 - (4) 発情期のメス犬及び病気の犬をドッグラン広場へ入場させないこと。
 - (5) ドッグラン広場へ食べ物を持ち込まないこと。
 - (6) 登録者の家族で18歳未満の者が利用する場合は、18歳以上の者が同伴すること。
 - (7) 犬のふんは、責任をもって回収し、持ち帰ること。
- ※ 遵守しない場合は、登録が抹消されます。

問い合わせ／都市計画課公園緑地担当

TEL 048-577-7570（内線 3276）



ドッグ



広場内には、飼犬のサイズにより「エリア」が決まっています。また、各エリアには手洗いが設置されています。

ドッグラン広場の隣接地には、利用者のための駐車場が、整備されています。

